

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
投資信託及び投資法人に関する法律	投信法
投資法人の計算に関する規則	投資法人計算規則

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	投資法人計算規則の一部を改正する内閣府令案による改正後の投資法人計算規則第 81 条第 4 項ただし書において「ただし、『この項の措置』をとる旨の規約の定めがある場合『に限る。』」と規定しているが、直前までに措置は 1 つしか規定されておらず、また、「ただし、・・・この限りでない。」という構文が一般的であるため、「ただし、『当該措置』をとる旨の規約の定めが『ない場合』にあっては、この限りでない。』」と規定するのが適切ではないか。なお、ただし書においては特定の場合において同項の「みなす。」効力を限定しており、また、同項本文においても適用関係について「場合」を限定していることから、ただし書を用いずに「・・・をとる場合『であり、かつ、当該措置をとる旨の規約の定めがある場合』における第二項の規定の適用については、・・・」(・・・場合であって・・・場合における)(場合(・・・の場合に限る。))等のように本文中にさらに場合を限定する規定とした方がよりわかりやすいのではないか。	既存の他の法令の規定等も踏まえ、原案を維持することが適当と考えられます。
2	投資法人計算規則第 81 条第 4 項本文中「・・・『投資主』(・・・)に対して提供したものとみなす。」と規定しているが、電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置をとっている場合に限られたみなし適用であるため、『当該投資主』と投資主を特定して指し示すのが適切ではないか。	
3	投資法人計算規則第 81 条第 5 項において「前項の場合には、」と規定しているが、本文の場合を指しているのか、ただし書の場合を指しているのか、規定中のいずれかの「場合」という字句を指しているのか判然としないため、例えば、「前項の規定により提供計算書類に表示すべき事項に係る情報を提供したものとみなして第二項の規定を適用する場合には、」と場合を特定して規定すべきではないか。なお、このように規定する場合には同条第 4 項において定義語を置くなど規定ぶりを簡素化することが望ましい。	

4	改正後投資法人計算規則第 81 条第 4 項の措置により資産運用報告等を投資主に提供するためには、規約の定めが必要とのことであるが、規約の定めとしては、以下の定めで足りるか。 「本投資法人が投信法第 131 条第 5 項に基づき投資主に対し計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びに会計監査報告を提供するに当たっては、投資法人計算規則第 81 条第 4 項の措置をとるものとする。」	投資法人計算規則第 81 条第 4 項ただし書において、同項の「措置をとる」旨の規約の定めがある場合に限ると規定しており、「措置をとることができる」との規約の定めは適当でないと考えられます。
5	規約に以下のように定めることで、投資法人が、資産運用報告等の提供に際して、従来の投資法人計算規則第 81 条第 2 項に規定する方法と、改正後投資法人計算規則第 81 条第 4 項の措置のいずれによるかを選択することができるか。 「本投資法人が投信法第 131 条第 5 項に基づき投資主に対し計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びに会計監査報告を提供するに当たっては、投資法人計算規則第 81 条第 4 項の措置をとることができるものとする。」	
6	改正後投資法人計算規則第 81 条第 5 項の通知は、提供計算書類に係る営業期間の末日の投資主に通知することで足りるという理解で良いか。 また、投資法人計算規則第 81 条第 3 項に基づいて過営業期間事項をあわせて提供する場合も、同様に、提供計算書類に係る営業期間の末日の投資主に通知することで足りるという理解で良いか。	今般の改正は、投信法第 131 条第 5 項の規定により投資主に対して行う投資法人の資産運用報告等の提供について、ウェブサイトに掲載することにより投資主に提供することができるよう、その提供の方法を追加するものであり、その提供の対象となる同項の投資主の範囲を変更するものではありません。
7	改正後投資法人計算規則第 81 条第 4 項の最後の括弧書きにより、投信法第 131 条第 3 項の通知発出時から 5 年の間に、投資主から請求があった場合には、資産運用報告等を書面により提供しなければならないという理解だが、このような投資主から書面交付のための費用を徴求することは許容されるか。	投資法人計算規則第 81 条第 2 項各号に定める方法（書面の提供等）による提供の請求をした投資主に対しては、従来の方法により提供することとしております。
8	改正後投資法人計算規則第 81 条第 4 項では、投信法第 131 条第 3 項の通知発出時から 5 年間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置くことが求められていますが、やむを得ない事情により一時的にアクセスできない状態になった場合はどのように判断	会社法の電子提供措置とは異なり、措置の中断について特段の定めはありませんが、措置の中断が生じた場合には、直ちに違法となるわけではなく、措置期間全体として継続して行ったと評価し得るかどうかという観点等から、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断される

	されるのか。電子提供措置に係る会社法 325 条の 6 に類する規定を置くべきではないか。	べきものと考えられます。
9	改正後投資法人計算規則第 81 条第 5 項により通知する必要がある事項は、各決算期に係る資産運用報告等が一覧で掲載されている HP の URL を指していると理解して良いか。	当該決算期に係る資産運用報告等を掲載するウェブサイトの URL を通知することが求められます。なお、御質問のような一覧で掲載するものを通知することも、基本的には、差し支えないものと考えられます。
10	投資法人計算規則の改正にあたり、単なる事務的修正や業界都合の利便性向上に留まってはならない。投資家保護および国民の住生活への影響を鑑み、法人の財務実態、特に利益配分や資産運用の透明性をより一層高める義務を課すべきである。 投資法人は多額の国民資産を運用する主体であり、その計算および情報開示の適正性は、資本市場のみならず国民生活の安定にも直結する。 情報の非対称性の解消：投資法人が計算・開示する財務情報は、専門知識のない一般市民や個人投資家にも理解可能なレベルまで透明性を高めるべきである。効率性を名目に、都合の悪いリスクや利益の実態を隠蔽することを許してはならない。 市場歪みの防止：投資法人が不動産市場で巨額の運用を行う際、その計算上の操作によって適正価格を歪め、結果として一般国民の住居費や家賃を吊り上げるような構造を監視せよ。 弱者保護の視点：巨大な投資マネーが国民の生活インフラを支配する構造において、制度変更が「弱者」への負担転嫁に繋がらないか、常に監視が必要である。今回のような規則改正が、業界団体の要望のみを汲んだものとなっていないか、厳しく検証すべきである。	投資法人の資産運用報告等における投資主に対する情報提供については、投資法人が、投資主のデジタル・リテラシーを主体的に判断した上で、デジタルツールを効果的に活用して、充実した情報を分かりやすく投資主に対して提供できるようにすることが重要と考えられます。 今般の改正は、投資法人の資産運用報告等について、ウェブサイトに掲載することにより投資主に提供することができるよう規定の整備を行うものですが、従来の方法（書面の提供等）による提供を請求した投資主に対しては、当該方法により提供することとしております。